

奈良県内で太陽光発電施設を設置される皆様へ 大切なお知らせです

奈良県太陽光発電施設の 設置及び維持管理等に 関する条例

を制定しました



令和5年10月1日から、
県内に大規模※1な太陽光発電施設※2を設置する場合、
知事の許可が必要になります。

また、設置規制区域内※3に
太陽光発電施設を設置する場合、
規模にかかわらず、**知事の許可が必要**になります。

※1 施設区域の面積が5,000㎡を超える太陽光発電施設(土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。)

※2 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備(建築基準法上の建築物に設置されるものを除く。)

※3 民有林の区域/地すべり防止区域/急傾斜地崩壊危険区域/土砂災害特別警戒区域/宅地造成工事規制区域/砂防指定地の区域



奈良県 環境政策課

条例制定の背景・目的

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）の創設以降、本県でも太陽光発電施設の導入が急速に進展してきました。その中で、県内で土地改変を伴う太陽光発電施設の事業計画に対して、地域住民の理解が得られていない事案が見られるようになりました。

そこで、太陽光発電施設と地域環境との調和及び県民の安全で安心な生活を確保するため、実効性の高い規制が必要と認識し、本条例を策定しました。

条例のポイント

01 対象となる施設

- ① 奈良県内に設置される**施設区域の面積が5,000㎡を超える**大規模な太陽光発電施設（土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）
- ② 奈良県内の**設置規制区域に設置される**太陽光発電施設

上記①、②の設置にあたっては、**奈良県知事の許可が必要**です。

※太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（これらの設備が建築基準法上の建築物に設置されるものである場合を除く。）をいいます。

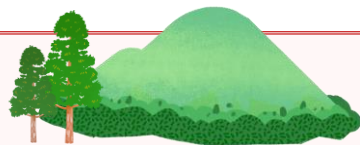
※施設区域とは、太陽光発電施設の用に供する土地の区域をいいます。

02 設置規制区域とは

下記の区域に太陽光発電施設を設置する場合、面積にかかわらず知事の許可が必要です。

設置規制区域

- ① 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域
- ② 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
- ⑤ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域（土地の形質の変更で規則で定めるものを伴うものに限る。）
- ⑥ 奈良県砂防指定地等管理条例第2条第1項に規定する砂防指定地の区域



03 事業者求められること

● 環境に及ぼす影響についての調査等

大規模な太陽光発電施設の設置をしようとする者は、**知事の許可を申請する前に**、当該施設の設置が環境に及ぼす影響について**環境調査等を行った上で**、その調査結果に基づいて、生活環境に係る被害の防止及び環境の保全のために**適正な配慮**をしなければなりません。

● 地域住民等への説明等



大規模な太陽光発電施設の設置をしようとする者は、**知事の許可を申請する前に**、太陽光発電施設の**設置等計画を公表**するとともに、**地域住民等に対し、当該施設の設置に関する説明会を開催**し、当該説明会の開催後に、その実施状況の概要を作成し、速やかに公表しなければなりません。

また、説明会での意見等を踏まえ必要な措置を講じ、**地域住民等の理解**を得るよう努めなければなりません。

● 維持管理及び保守点検

設置等許可を受けた者は、太陽光発電施設の**適正な維持管理**を行わなければなりません。また、設置等計画に従い、**保守点検、当該保守点検に係る記録、当該記録の保管等**を行わなければなりません。

事故又は災害により、太陽光発電施設の損壊が発生し、施設区域の周辺地域において生活環境に係る被害及び環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに当該施設の復旧等の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告しなければなりません。

● 廃止時の措置

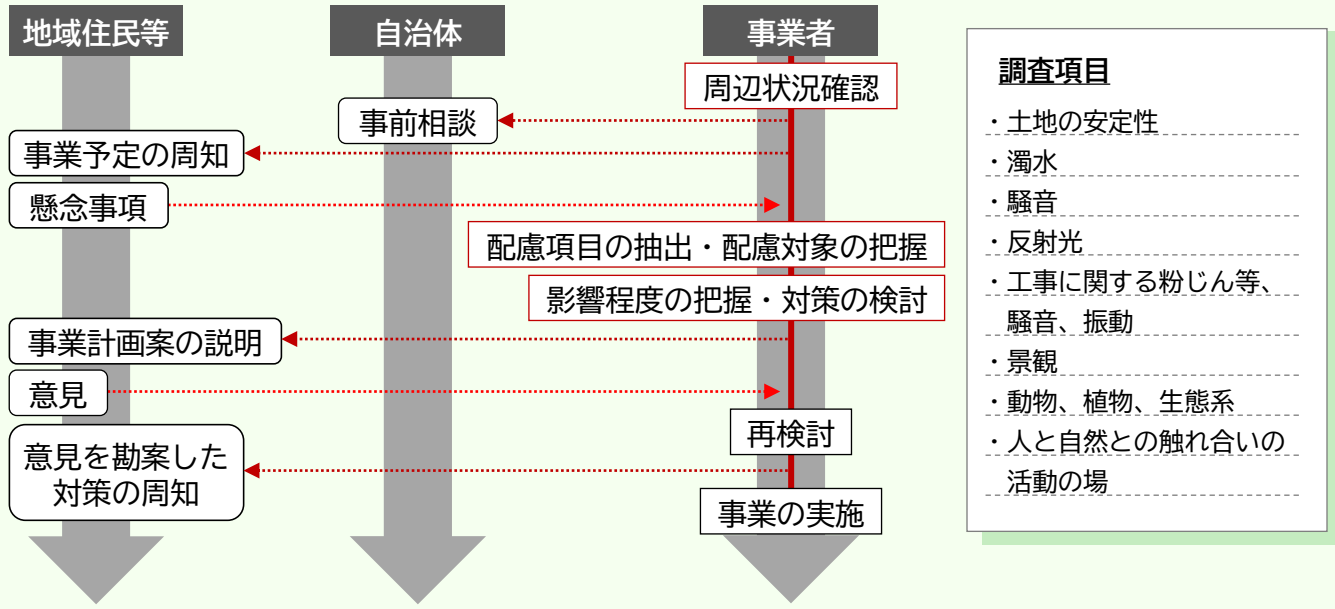
設置等許可を受けた者は、太陽光発電施設を廃止するときは、**設置等計画に基づき、当該施設の撤去等**を行わなければなりません。



条例が遵守されない場合には、指導・助言・勧告・命令等の手続きを経て、許可の取り消し、事業者名等の公表及び過料の徴収等の罰則が適用されます。このことにより、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（通称「FIT法」）による事業計画認定が取消される可能性があります。

奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例に基づく環境調査

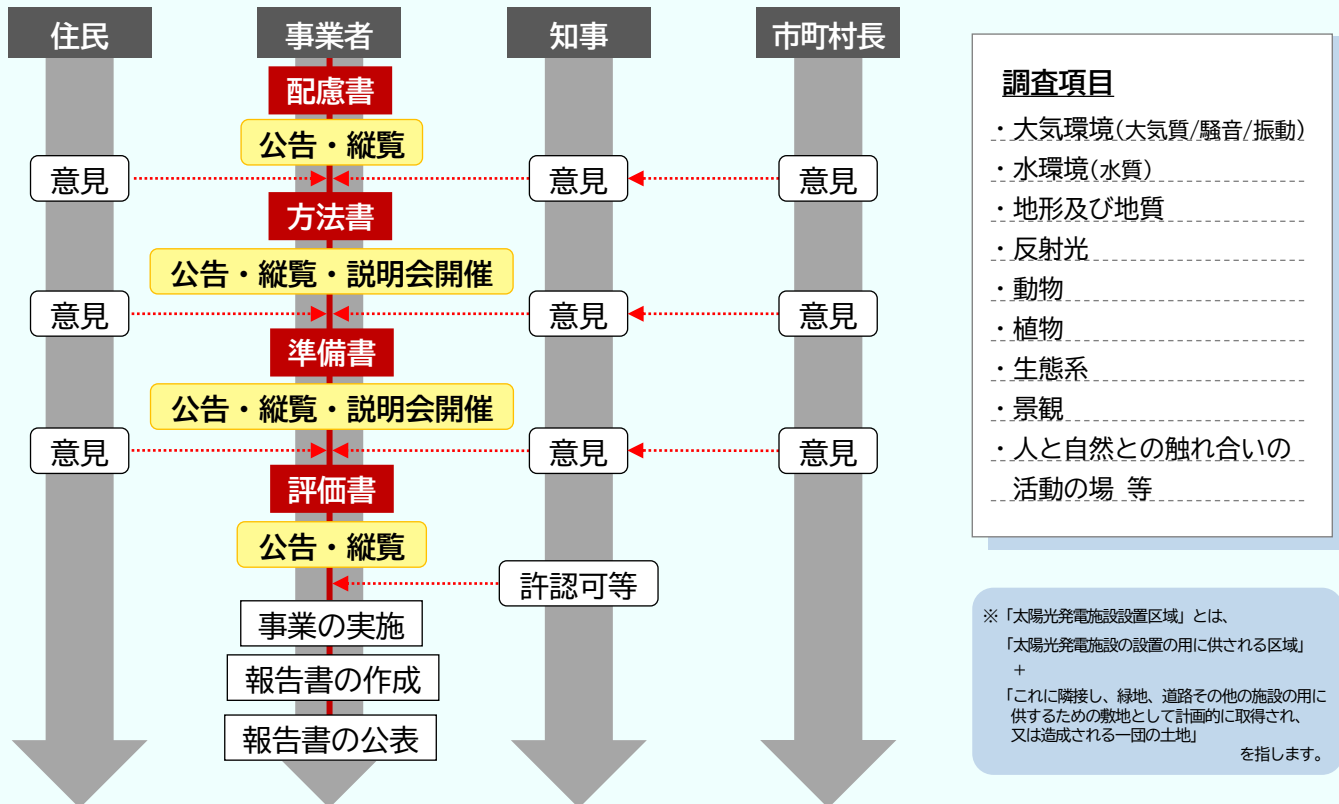
(対象規模：施設区域の面積 5,000㎡(0.5ha)超 5ha未満)



奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例に関するお問い合わせは
奈良県環境政策課 エネルギー・温暖化対策係まで TEL:0742-27-8016 FAX:0742-22-1668

奈良県環境影響評価条例に基づく環境影響評価

(対象規模：太陽光発電施設設置区域※ 5ha以上)



奈良県環境影響評価条例に関するお問い合わせは
奈良県環境政策課 生活環境係まで

TEL:0742-27-8734 FAX:0742-22-1668